

公布された条例のあらまし

佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 37 号）

- 1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、佐賀県職員の退職手当に関する条例ほか 2 条例について、所要の改正を行うこととした。（第 1 条～第 3 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）

- 1 佐賀県自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長することとした。（附則第 2 項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。